

第 4 章

加東市のめざす方向と施策の取組 —各論—

I. 学校教育の充実

1. 確かな学力の定着

(1) 個を生かす学習指導の充実

① めざす方向

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるためには、基礎的・基本的な知識・技能と、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を両輪としてバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。このため、少人数指導や補充的な学習といった個に応じた



▲学習チューター

きめ細かな指導を一層充実するとともに、学力向上プロジェクト委員会で全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導方法の工夫改善に努め、思考力・表現力など知識・技能を活用する力を育成する指導の充実を図り、学力向上に取り組めます。

また、特別支援教育の視点を大事にし、一人一人をより大切にされた教育の創造を図る必要があります。

② 施策の取組

きめ細かな指導や多面的な理解に基づく指導を行うため、新学習システムを推進するとともに、学習チューターによる学習の補助など、個に応じた指導を一層充実します。兵庫教育大学との連携を一層進め、人材の活用により研修会の充実を図り、指導方法の工夫改善を推進します。

- ・児童生徒の考える力を高める授業実践事業 ・学習チューター
- ・学力向上プロジェクト委員会 ・新学習システム
- ・スクールアシスタント ・キッズアシスタント

(2) 読書指導の充実

① めざす方向

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校における読書の習慣化を図るとともに、魅力ある学校図書館づくりのための環境整備や市立図書館との連携を推進していきます。

② 施策の取組

朝の読書タイムや読書週間等の実施により、読書の習慣化を図ります。また、子どもの読書活動推進事業により学校図書館の環境整備を進めるとともに、家庭・地域との連携によるボランティアの読み聞かせや市立図書館からの図書の集団貸し出しや事業連携を進め、読書好きな子どもの育成に努めます。



▲子どもの読書活動推進事業

・子どもの読書活動推進事業 ・市立図書館との連携

(3) 理数教育の充実

① めざす方向

これからの「知識基盤社会」の時代においては、科学技術の重要性が一層高まると言われています。しかし、全国学力・学習状況調査結果や本市の同調査の結果からは、算数・数学において習得した知識・技能を実生活に活用する能力や算数・数学の学習に対する意欲・態度に課題が見られます。また、算数・数学だけでなく、理科に対する関心が低く、理科離れについても全国的な傾向が見られます。このため、学校教育においては、科学技術の土台である理数教育の充実が求められており、系統的な理数教育への取組を積極的に推進します。

② 施策の取組

小学校高学年からの新学習システムを活用した教科担任制や、専科教員による理数教育の充実、観察や実験など理科授業の活性化を図るために、理科支援員を配置し、専門性を生かした指導により、理数教育の充実を図ります。

・理科おもしろ推進事業
・新学習システム（小学校における教科担任制）

(4) 情報教育の充実

① めざす方向

高度ネットワーク社会を主体的に生きる「情報活用能力」や情報モラルを育むとともに、「確かな学力」や学ぶ意欲の向上に資するため教育の情報化の総合的・計画的な推進は、学校教育における不可欠な要素です。

このため、すべての教職員の情報活用能力を高め、ICTの活用による指導方法の工夫改善を図り、子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力・情報モラルを育むため、すべての教科等において幅広い視点でICTを活用する取組を進め

ます。

② 施策の取組

各校に配備した電子黒板等、ICTを活用した授業改善を一層すすめるとともに、情報教育研修会を充実させ、教職員の情報活用能力の向上を図り、指導方法の工夫改善と学習の活性化に努めます。

また、各学校のネット見守り隊の組織化を支援し、子どもたちの情報モラルを育むとともに子どもたちをネット被害から守る取組を推進します。

・電子黒板等ICTを活用した学習の創造 ・ネット見守り隊

(5) 国際化に対応した教育の推進

① めざす方向

国際化の進展に伴い、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。小学校高学年の外国語活動では、コミュニケーション能力の素地を養い、中学校においては、コミュニケーション能力を育成し、異なる文化や歴史を尊重する態度を育成します。



▲ 語学（英語）派遣事業

② 施策の取組

小学校に導入される小学校高学年の外国語活動の実施に向け、小学校教員を対象として研修を行います。小学校、中学校に外国語指導助手（ALT）の派遣を行い、英語の理解力、表現力の向上及び英語力の充実をめざします。

文化や価値観の違い等を学び、国際社会の一員としての豊かな人間性の育成を図るため、兵庫教育大学留学生や国際姉妹都市との交流を推進します。

・語学（英語）指導員派遣事業 ・留学生との交流

(6) 特別支援教育の充実

① めざす方向

子どもの障がいの重度・重複化、多様化への対応や、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）を含めた障がいのある子どもたちに対する支援、高等部進学者の増加の対応など、特別支援教育の充実が求められています。

そのため、障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、個別の指導計画に基づく適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

② 施策の取組

LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、幼児期から学校卒業後まで、一貫した指導が行えるようサポートファイルにより個別の支援計画を作成するとともに支援システムの構築を図ります。また、特別支援学校を市内にもたない本市にとって、きめ細やかで適切な教育を支えるため、近隣市町にある特別支援学校との連携の充実を図ります。

- ・特別支援教育コーディネーターネットワーク会議
- ・介助員（小中学校） ・キッズアシスタント（幼稚園）
- ・スクールアシスタント（小中学校）

（7）幼保小中連携の推進

① めざす方向

小中連携と新学習システムによる教科担任制を効果的に組織し、小中の円滑な接続による児童生徒の豊かな成長を実現します。また、関係部局との連携を図り、保育園・幼稚園、小学校の交流を図り、円滑な接続を進めます。

② 施策の取組

授業交流、児童生徒交流、共同研究など、各中学校区ごとに主体的な実践研究、合同での学校行事の実施などにより、積極的な連携を図っていきます。また、市立幼稚園だけでなく、子育て支援課との連携を図り、公立及び私立保育園との交流を図り、円滑な接続に努めます。

- ・小中合同研修会 ・教科授業研究会 ・部活動体験学習
- ・子どもたちの教科授業体験 ・中学校教員の派遣

（8）就学前教育の充実

① めざす方向

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園、保育園等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図ります。

また、幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園・保育園等が専門性を生かし、子育てに関する情報を提供したり、保護者からの子育てに対する相談に応じたりするなど、子育て支援を推進します。



▲自然体験（花植え）

② 施策の取組

幼稚園教育要領の改訂の趣旨及び内容等の周知・徹底を図るとともに、実施に向けた取組を支援するため、研修の機会や場を提供します。

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流や、教職員の合同研修を推進します。

・ P T C A 支援活動 ・ 未就園児の会 ・ 子育て相談

2. 豊かな人間性の育成

(1) 心に響く道德教育の充実

① めざす方向

社会の変化に伴って、公德心や規範意識などの倫理観の低下が指摘される中、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神の涵養とともに、その実践力が強く求められています。このため、道德教育の充実に向けて、道德教育推進教師を中心に、校内の指導体制を整備するとともに、道德学習と発達段階に応じた体験活動を両輪として、全教育活動で道德教育の充実に取り組みます。

② 施策の取組

学習指導要領の改訂を踏まえ、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成を重点とした年間指導計画を各校で整備し、発達段階に応じた体系的な指導を行います。教育研究所員会の研究を普及し、道德教材の開発や活用を促進するとともに、体験活動を道徳的实践の場として位置づけ、体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動と道徳の時間とを関連づけた指導を展開します。

・ 教育研究所員会 ・ 道徳公開授業 ・ 道徳教育の研修の実施

(2) 豊かな体験活動の実施

① めざす方向

子どもたちに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うためには、家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊訓練やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした創意工夫ある指導を行うことが重要です。

本市でも、「環境体験事業」や「自然学校」、「トライやる・ウィーク」などの体験活動に取り組み、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動を実施しています。こうした取組において、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりや感動する心など、豊かな人間性を育む取組を一層推進していきます。

② 施策の取組

地域の自然環境を生かした体験活動を実施し、総合的な学習の時間を中心として、地域の自然を生かした創意工夫ある環境学習を展開していきます。

また、環境体験事業と自然学校との系統的な学びの充実や、生徒の社会的自立を促す教育としてのキャリア教育の視点に立って、新しい事業所の開拓など、トライやる・ウィークの取組の充実を図っていきます。

- ・環境体験事業（小3） ・自然学校（小5）
- ・青少年芸術体験事業わくわくオーケストラ教室（中1）
- ・トライやる・ウィーク（中2）

（3）地域の伝統や文化を大切にす教育の推進

① めざす方向

これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくためには、自己がよって立つ基盤にしっかりと根をおろしていることが必要です。このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国を愛する態度を養う教育を推進します。特に小規模校が多い本市においては、郷土の伝統や文化を学習素材として取り入れ、地域に根ざした学校づくりを推進していきます。

② 施策の取組

加東遺産めぐりなど、地域において、子どもたちが地域の遺産や文化財に触れる機会を提供するとともに、地域教材「わたしたちの加東」（小学校）、「わたしたちのふるさと加東市」（中学校）を活用し、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重し、地域を愛する態度を育て、伝統文化を継承・発展させることをめざします。

- ・小学校「加東遺産」めぐりの旅（小4）
- ・地域教材「わたしたちの加東」、「わたしたちのふるさと加東市」の作成

3. 健康体力づくり

(1) 体育・運動能力の向上

① めざす方向

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっています。自然豊かな本市においても同様の傾向が見られ、子どもたちに生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められています。このため、子どもたちの体力・運動能力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導に生かすことにより、子どもたちの体力・運動能力の向上をめざします。また、運動部活動の充実を図るため、学校の実態に応じた対応を行っていきます。



▲ 水泳

② 施策の取組

全国体力・運動能力等の調査結果の分析から、子どもたちの体力・運動能力等の状況を把握し、子どもたちの体力と運動能力等の関係を検証し、体育・健康に関する指導に生かすことにより、低下傾向にある子どもの体力・運動能力の向上をめざします。また、生徒の部活動に対する多様な要望に応えるため、運動部活動に専門的指導力を有する外部指導者を派遣するなど、運動部の活動が計画的、効果的に行われるよう支援していきます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・運動部活動外部指導者派遣事業 | ・中学校スキー教室 |
| ・小学校水泳交歓会（小5・6） | ・運動プログラム実践推進事業 |

(2) 食育・健康教育の推進

① めざす方向

子どもたちの様々な心身の健康課題に対応し、子どもたちが生涯を通じて「生命の大切さ」を感じ、健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが必要です。そのため、学校保健安全計画に基づき、学校の教育活動全体を通して、組織的に健康教育に取り組み充実を図ります。また、学校園・家庭・地域の医療機関や関係機関との協力体制を整備していきます。

また、学校における食育については、子どもたちの発達段階に応じた効果的な指導内容や教材の研究を進めるとともに、体験活動等を通して指導の充実に努めます。



▲ 食育推進事業

② 施策の取組

児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、研究指定校を決め、栄養教諭を中心に、給食を教材としたり、保護者や地域の人との調理実習等を行い、食育を推進し、その研究成果を各校に普及させ、各学校で教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組めます。また、家庭や地域に対し情報発信を行うとともに、給食センターや地域人材を活用するなど、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちの食育に取り組んでいきます。

学校給食センターでは、HACCP（ひょうご食品衛生管理プログラム認定）を受けており、今後も安全安心な給食の提供に努めていきます。

- ・食育推進事業
- ・食育推進委員会
- ・学校給食センターによる親子料理教室
- ・学校給食センター見学会
- ・給食試食会



4. 安全・安心で信頼される学校づくり

(1) 子どもたちが安心して学べる環境づくり

① めざす方向

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送れるよう、学校・家庭・地域が連携した子どもたちの安全を確保する取組が求められています。

本市では、防犯カメラの設置や学校施設の耐震化を前倒しで完了させるなどの取組を行っています。今後は、老朽化する施設や備品などを計画的に整備し、安全・安心かつ質の高い教育環境の整備に取り組んでいきます。

また、学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせる取組を推進します。

② 施策の取組

学校や通学路における安全確保を図るため、子ども見守り隊の協力や青パトによる定期的な巡回パトロールにより、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備を進めていきます。また、防犯教室の実施など危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るための研修機会の充実や施設整備などの推進を図ります。

- ・子ども見守り隊
- ・防犯教室
- ・防災教育推進連絡会議
- ・自主防災組織合同防災訓練
- ・老朽化する施設や備品などの計画的な整備

(2) 不登校・いじめ・問題行動などに的確に対応する校内体制の整備

① めざす方向

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止に努めるとともに、事案が発生した際に、早期対応を図り適切に解決する体制を整備することは、喫緊かつ重要な課題です。

このため、各学校において「心の教育」を推進するとともに、不登校や問題の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制の確立を図ります。

また、いじめ等による子どもたちの悩みに対応するため、スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実するとともに、インターネットや携帯電話によるいじめや誹謗中傷等について、家庭や地域と連携した取組を推進します。

不登校に対しては、早期発見・早期対応を可能とする体制づくりの整備と教育相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室においては、学校復帰を支援していきます。

② 施策の取組

学校における緊急かつ重大な問題に的確に対処できるよう、学校と連携した支援を強化するとともに、虐待等については、子育て支援課、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、的確に対処していきます。

いじめ問題については、いじめに関する実態調査を実施し、問題の早期発見に努めるとともに、児童生徒がネット被害に遭わないように、各校でネット見守り隊を組織し、保護者への啓発にも努めていきます。

不登校については、不登校対策委員会により、小中学校の連携を図り、不登校を未然に防ぐ取組をすすめるとともに、不登校児童生徒への適切な対応の在り方について研究を深め、適応指導教室により学校復帰を支援していきます。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ・ 適応指導教室、親の会 | ・ 不登校対策委員会 |
| ・ 不登校支援活動ボランティア | ・ 児童・生徒のいじめに関する実態把握調査 |
| ・ ネット見守り隊 | |

(3) 教職員の資質と実践的指導力の向上

① めざす方向

子どもたちに分かる授業の実現に一層努めるとともに、様々な教育課題に適切に対応するため、教職員の資質と実践的な指導力の向上が求められています。本市においても、近年、新規採用者が増加し、世代交代が進む中、教職員の実践的指導力を向上させることは喫緊の課題となっています。そのため、教職員のライフステージに応じた研修体系を構築し、教職員一人一人の資質能力の向上を図っていきます。

② 施策の取組

学習指導要領の改訂内容等を踏まえた研修を計画し、幼・小・中学校の今日的課題に対応できる教員の育成を図ります。また、兵庫教育大学との連携を進め、テーマ別研修や児童生徒の考える力を高める授業実践事業など、各種研修会の充実を図るとともに共同研究にも取り組んでいきます。

- ・テーマ別研修、夏季研修
- ・学校経営研究発表会
- ・児童生徒の考える力を高める授業実践事業

(4) 開かれた学校づくり

① めざす方向

地域に開かれた信頼される学校を実現するため、学校が保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが求められています。本市においては、学校園評価を実施し、評価結果の公表をはじめ学校園の教育活動や学校運営に関する情報を積極的に公表してきました。その成果として、各学校がその地域性を発揮しながら、保護者や地域、各種団体などが積極的に子どもの成長のための支援にかかわり、学校運営や教育活動の推進に協力・参画しようとする土壌が形成されています。

今後も、こうした体制を大切にしながら、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させたり、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を展開するなど、「開かれた学校づくり」を一層推進していきます。

② 施策の取組

学校評価システムを確立し、学校の特色や地域の実態を踏まえて評価項目の重点化を図るなど、教育活動その他学校運営について、すべての教職員の共通理解のもと、組織的・継続的な改善を図っていきます。

- ・学校評価
- ・学校評議員
- ・学校オープン

Ⅱ. 社会教育の充実

1. 青少年の健全育成

(1) 地域社会とともに

① めざす方向

家庭・学校・地域、そして社会教育関係機関が一体となって、子どもたちを見守り、応援して強固な身体と強い意志力を持つころ豊かな子どもたちを育む事業を推進します。



▲ 子ども教室

また、多種の事業に新たな風を吹き込む力として、地域社会の一員である兵庫教育大学とも積極的に連携します。

② 施策の取組

地域における子どもたちのリーダー役である小学校高学年の子どもたちの参加の拡大並びに指導者の確保、養成に努めます。また、兵庫教育大学とは、教授等指導者との連携だけでなく、学生とも調整を図り、地域の知的財産として活用を図ります。

・子ども教室等の充実

(2) 豊かな体験活動

① めざす方向

キャンプやスキーなどの野外活動、木工や陶芸などの各種製作活動、茶道や生花などの伝統文化、多種にわたる体験ができるよう多くの機会を子どもたちに提供し、健全な育成を推進します。

② 施策の取組

安全・安心の中での体験活動を徹底します。

・小学生チャレンジスクール等の子ども体験学習の充実
・子ども会活動等の子どもが参加する団体活動の支援

(3) 家庭教育の重要性

① めざす方向

地域社会全体で子どもたちをこころ豊かな人に育むために欠かすことのできない家庭教育の重要性を、多くの機会に啓発し、家庭における子どもたちの健やかな成長を支援します。

② 施策の取組

地域における親子活動や親学習会を開催する等、地域家庭における健やかなはぐくみを応援します。

・親子活動の推進

2. 成人学習の充実

(1) 各年代に応じた学習

① めざす方向

団塊の世代が高齢者となっていくこれからの時代を見据えた新たな高齢者学習及び、仕事に追われ生涯学習に距離を置く人たちを引き付けることができる魅力ある新たな成人学習の方策を検討し、積極的に取り組みます。



▲高齢者大学 演劇鑑賞

② 施策の取組

参加者の固定化を打破するための施策を練り、展開し、新たな参加者発掘に努めます。

・高齢者大学等の講座や各種サークル活動の実施・支援

(2) 団体活動支援

① めざす方向

青年団活動が衰退し、婦人会活動にもかげりが見え隠れする今、地域の社会教育関係団体に新たな独自性の確立を提案するなど、積極的な支援で活力をもたらし、自立した力強い団体を育成し支援します。

② 施策の取組

社会教育関係団体の活動を支援し、新たな活動シーンをとともに考えます。

・婦人会やPTA等、各種社会教育関係団体活動の支援

3. 芸術・文化活動の振興及び実施

(1) 芸術・文化の振興

① めざす方向

地域における次代の人材育成や文化水準の向上を願い、芸術・文化が身近なものに感じられるよう、また、気軽に芸術・文化の学習ができるように、活動と発表、そして鑑賞の機会と場を提供していきます。



▲文化連盟祭 作品展示

② 施策の取組

多くの市民が、芸術・文化に対し深い興味や沸き立つ意欲が持てるよう、積極的に事業を展開します。

・公募美術展や文化芸能公演鑑賞事業の実施

(2) 芸術・文化団体への支援

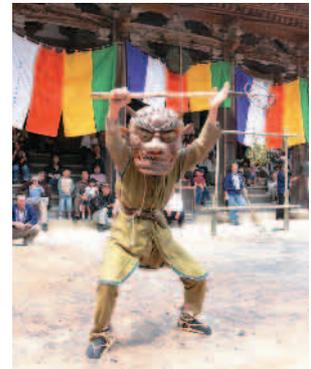
① めざす方向

地域文化を支える市内の文化団体を積極的に支援し、個人はもとより地域全体の文化意識の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

② 施策の取組

芸術・文化を愛する個人やグループが地域の中で活躍・研鑽できるよう、地域における文化育成団体を支援します。

・加東市文化連盟や加東市美術協会への支援



▲朝光寺 鬼追踊

4. 文化財保護の推進と活用

(1) 文化財の保護・発掘及び活用

① めざす方向

オンリーワンである地域の伝統・文化、文化財を保護するとともに、貴重な教育資源として地域文化の向上に活用していきます。

② 施策の取組

地域全体で伝統文化が保護できるよう、それぞれの知名度を高め、新たな保護・活用事業の展開を図ります。

・加東遺産めぐり等、文化財保護対策事業の積極的な展開
・加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷の効率的運営

5. 生涯スポーツの普及と振興

(1) 生涯スポーツの振興とコミュニティづくり

① めざす方向

市民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、安全・安心な施設整備とともに、多種にわたる数多くのスポーツの機会を市民に提供します。



▲地区親善バレーボール大会

また、スポーツを通して市民相互の理解や親睦が深められるよう、地区対抗や異世代交流の大会も積極的に実施します。

② 施策の取組

参加者が固定化しないよう、多くの人達が興味を持ち、誰もが気軽に参加できるように工夫した取組を推進します。

- ・ふれあい球技大会等のコミュニティ促進事業
- ・三世代ゲートボール大会等の異世代交流事業
- ・地区親善ソフトボール大会等の地区交流事業
- ・マラソン大会等の専門技術向上事業

(2) スポーツ団体支援

① めざす方向

スポーツ活動を通じて市に多大なる貢献をする団体や個人を支援・表彰することにより、市民のスポーツへの意識向上に繋げ、市民スポーツのレベルアップと市民それぞれの生きがいの創造を図ります。

② 施策の取組

自立化した組織のもとで、市民の健康増進と体力向上、そして意欲・関心を高めていきます。

- ・加東市体育協会、加東市種目協会、スポーツクラブ21活動等の支援
- ・スポーツ賞賜金（表彰）の贈呈

6. 施設の管理・運営

(1) 社会教育・体育関係施設の管理・運営

① めざす方向

3町合併により施設過多の状況になってしまった社会教育・体育関係施設を、市民の利便性や有効利用を一番に考え、その上でそれらの統廃合や指定管理者制度の導入等も含めた効率的な運営計画を練りあげます。



▲ 滝野公民館

また、行政・市民ともに負担が少なく、便利で快適な利用が出来るように努めます。

② 施策の取組

社会教育・体育関係施設を、安全・安心な施設として市民に提供し、公平、適正な利用を促進します。

7. 共に生きる社会の実現

(1) 人権感覚を培う人権教育・啓発

① めざす方向

市民一人一人が、自他の人権について正しく理解し、互いの異なる考え方、生き方、価値観などを尊重し、人権を認め合う共生社会を築くため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権にかかわる課題の解決に向けて、家庭・学校・職場・地域など社会のあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

② 施策の取組

市民が日常生活の中で、人権を尊重することを自然に考え、行動できる感覚を身につけられるよう、家庭・学校・職場・地域における人権に関する学習を一層充実させるよう取り組み、各自治会等で実施している地区住民学習が、身近にある人権に気づいたり、自らの問題であることに気づいたり、理解が深まる場となるよう支援します。

市職員及び教職員・保育職員、医療・保健関係者等を対象にした研修の充実を図ります。

- ・子どもの人権と健全育成を考える講演会
- ・人権と福祉のまちづくりフェスティバル ・人権を考える市民のつどい
- ・各種啓発展示（人権週間等） ・テレビ企画番組「こころの窓」ビデオ制作

(2) 人権教育・啓発における推進体制の確立

① めざす方向

人権教育・啓発の推進にあたっては、従来の縦割り行政システムではなく、一体的に機能するよう組織間の連携を図り、教育事業や啓発事業が、市民にわかりやすく、参加しやすいものとなるよう推進体制を確立します。

また、市役所では庁内会議などのネットワーク化により、各部署の緊密な連携を図るとともに、情報の交換や共有を行い、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。

② 施策の取組

人権尊重の視点を踏まえた施策が展開できるよう、市役所内の連絡会議等の整備を図ります。

(3) 人権教育の学習資料の提供

① めざす方向

人権についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、人権関係の諸機関と連携し、研修講師、教材など、人権教育に関する情報を収集・整理し、さまざまな人権問題の理解や課題解決の参考となる資料や学習教材を提供します。また、これらを生かした効果的な市民人権学習会を推進します。

② 施策の取組

現在の地区住民学習の実績データを分析・検証し、身近にある人権課題に即した学習方法や家庭内の子ども、女性、高齢者等にかかわる人権課題について話し合いができるよう、市のケーブルテレビ、情報紙や啓発パンフレットなどにより情報を提供します。

- ・情報紙「夢きらめいて」発行
- ・人権啓発用ビデオ「こころの窓」制作



▲ 啓発ビデオの撮影

(4) 人権教育指導者の充実

① めざす方向

地区住民学習や各種団体の人権学習会などの充実を図るため、講師登録制度を創設します。また、地域に密着した自主的な人権教育が効果的に推進されるよう、身近なリーダーの育成を図ります。

② 施策の取組

市民主体の自主的な学習活動の定着に向け、市民人権講座を通して、地域リーダーの育成を図るとともに、人権についての多様な実践と理論を備えた市民を、人権教育指導者として講師登録を進めます。

(5) 各種団体の人権学習への支援

① めざす方向

市人権・同和教育研究協議会活動（学校教育部会・住民学習部会・団体別研修部会）及び、市企業人権教育協議会活動（社員研修会等）の主体的・自主的な人権教育の取組を支援し、それぞれの課題に応じた情報や学習機会を提供します。

② 施策の取組

市人権・同和教育研究協議会を支援し、生きがいと幸せを築きあう人間尊重のまちをめざして、同和問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れ

るさまざまな人権問題を明らかにしながら、人権・同和教育の充実を図ります。

また、市企業人権教育協議会の活動を支援することにより、企業経営者、社員などを対象とした研修会を開催し、豊かな人権感覚を培い、具体的実践に努めます。

- ・市人権・同和教育研究協議会事業（地区住民学習会、リーダー研修会、市民人権講座、学校等公開授業、団体別研修）
- ・市企業人権教育協議会事業（企業経営者研修、社員研修会）

(6) 相談支援体制の充実

① めざす方向

人権侵害を受けている又は受けるおそれのある市民が、安心して相談できる環境づくりと相談窓口の充実を図ります。また、関係機関との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。

② 施策の取組

子どもや高齢者に対する虐待、DV、子どもの養育放棄など、家庭の中で起きるさまざまな人権問題に対する相談や支援機能充実に努めます。

8. 男女共同参画事業の推進

(1) 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

① めざす方向

人権尊重のまちづくりを進め、DVやセクハラなどのあらゆる暴力を根絶するとともに、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、家庭・学校・地域などで男女共同参画を推進します。



▲ 男女共同参画セミナー

② 施策の取組

すべての市民の人権意識を高めるとともに、DVやセクハラなどの防止の啓発や研修会などを充実させます。また、広報紙、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを有効に活用し、男女共同参画社会に向けた広報、意識啓発を進めます。

- ・男女共同参画セミナー
- ・人権啓発用ビデオ活用

(2) あらゆる分野へ参画できる機会づくり

① めざす方向

市の各種審議会や管理職への女性の登用を促進するとともに、地域や職場にお

けるリーダーへの女性の積極的な登用などを働きかけ、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。

② 施策の取組

女性の人材育成に努め、女性が意欲をもって活躍できる機会の充実を図りながら、女性の活動や女性団体の支援を行います。また、女性委員のいない審議会等の解消をめざすとともに、女性の積極的な登用を進めます。

・女性各種団体の支援

(3) 男女がともに豊かに働ける環境づくり

① めざす方向

従来の仕事中心の意識や生き方から、仕事・家庭生活・地域活動など様々な活動を自分の納得するバランスで展開できるような環境づくりとともに、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に発揮できる職場づくりを推進します。

② 施策の取組

男女雇用機会均等法の周知や、固定的な性別役割意識の解消などの意識啓発を行い、均等な雇用機会と待遇の確保と再就職や起業をはじめ、新たな分野やさらなる活躍をめざす女性の支援を進めます。

(4) だれもが安心して暮らせる地域づくり

① めざす方向

男女の生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者や障がいのある人も安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、「子育ては母親の仕事」という意識を柔らかくほぐしていくような啓発を行い、子育てを社会全体の取組として、市民の理解と広がりを持って支援し、安心して子育てができるような環境づくりを進めます。

② 施策の取組

本市では、「次世代育成支援行動計画（きらきら輝け未来っ子プラン）」（平成22～26年度）により、社会の変化に柔軟に対応し、子育てを取り巻く環境・施策の充実を推進し、子ども・家庭・地域が、未来に夢と希望が持てるまちの実現をめざします。

高齢者が少しでも自立した生活が送れるよう、各種疾病の予防、介護予防の施策を充実させ、寝たきりなどにならないための予防的支援を進めます。

・社会福祉協議会、健康福祉事務所、保健センター、児童館等との連携

9. 市立図書館の充実

(1) 資料提供・情報提供の充実

① めざす方向

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった生活要求に、資料の提供で応えることが市立図書館の使命です。市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の利用傾向を把握し、暮らしを高める図書館サービスを展開します。



▲資料貸出

② 施策の取組

図書館資料の中心となる図書や、利用の多い雑誌などの貸出の充実を図るとともに、市民が読みたい資料の予約サービスや、積極的な資料案内の充実を図ります。また、それぞれの発達段階に合わせた図書の確保に努めるとともに、小中学校の学校図書館と緊密な連携、協力を保ち、子どもたちが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。

・ 資料貸出の充実 ・ 予約サービスの充実 ・ 学校園への団体貸出

(2) 魅力ある蔵書の整備・充実

① めざす方向

資料提供が市民に役立ち豊かなものにするためには、継続した魅力ある資料の収集が必要です。市民からの要求や利用実態に沿った資料を収集し、市民にとって魅力ある蔵書の確保に努めます。また、生き生きとした市民の暮らしは、自らの地域の情報を知ることから始まります。加東市や地域に関する資料を積極的に収集し、地域の情報に責任が持てるよう努めます。

② 施策の取組

市民の暮らしに生きる資料や、利用の多い新刊書を積極的に収集し、新鮮で魅力ある蔵書の確保に努めます。また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集し、郷土行政資料の充実に努めます。

・ 新刊書の購入 ・ 予約資料の購入 ・ 郷土資料の購入

(3) 図書館進展活動の推進

① めざす方向

市民に本との出会いや読書に親しめる機会を提供し、また、自ら学びたいといった市民の要求に援助、奉仕するよう努めます。

② 施策の取組

子どもと読書の輪を広げたり、市民の自己学習を援助する活動を展開します。

・絵本のお話し会 ・文学講座